

第3編 緊急事態応急対策計画

第1章 基本方針

本編は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策等を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応するものとする。

第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに京都府及び府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。また、京都府及び府内関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

イ 京都府は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとされている。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するとともに京丹後市へ連絡するものとされている。

(2) 警戒事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は関西電力株式会社等により連絡された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに京都府及び府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。また、京都府及び府内関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、P A Zを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

イ 関西電力株式会社は、高浜発電所又は大飯発電所において原子力事業者防災業務計画に定める警戒事象が発生したときは、直ちに原子力規制委員会に連絡するとともに、京都府、府内関係市町及び関係機関に連絡するものとされている。

ウ 京都府は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとされている。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するとともに京丹後市へ連絡するものとする。

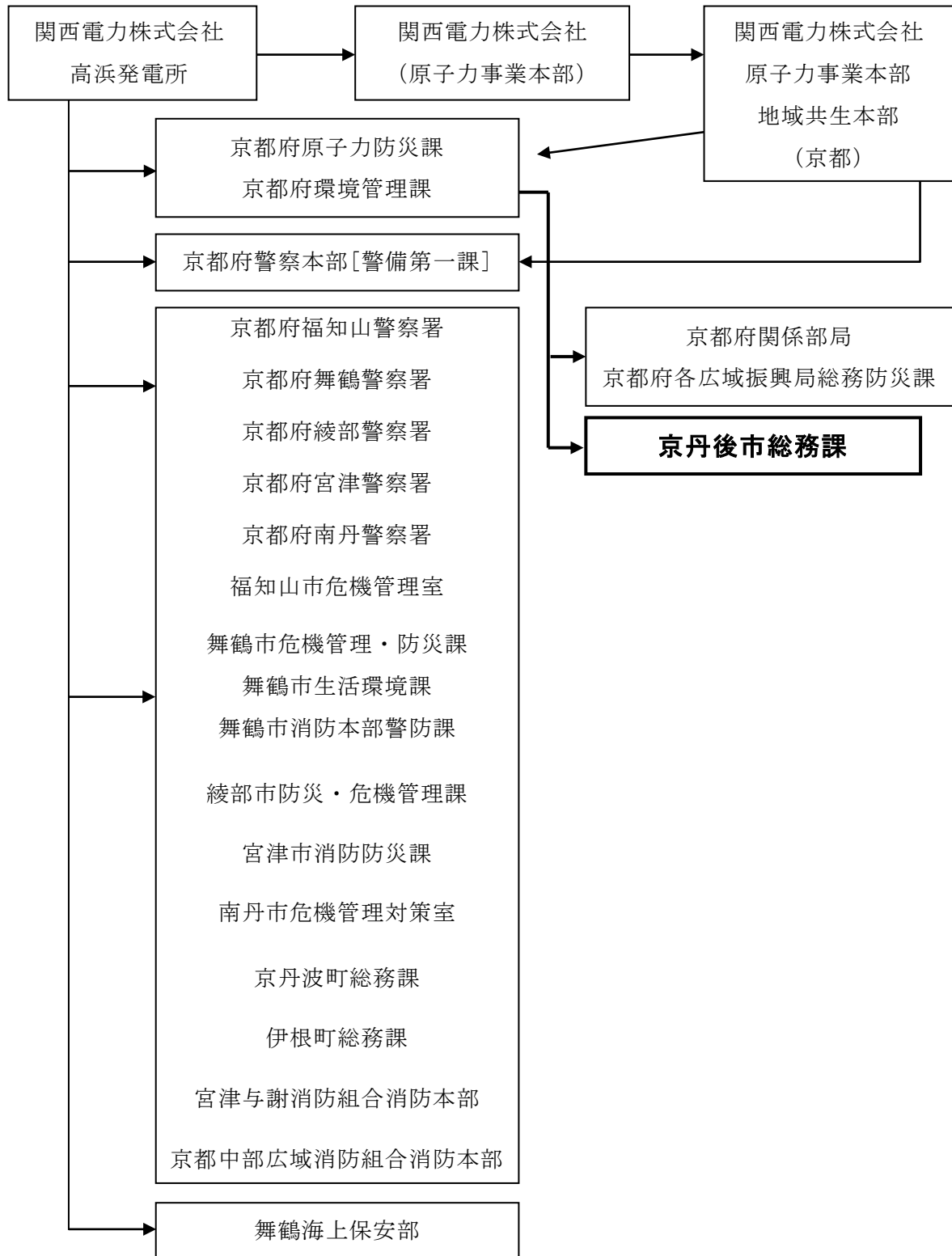
なお、連絡系統図は、別図1（高浜発電所）、別図1-2（大飯発電所）のとおりとする。

- (3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合
- ア 高浜発電所及び大飯発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに（15分以内を目途）京都府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸（内閣官房）、府内関係市町、京都府警察本部、舞鶴海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。
- イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、京都府及び府内関係市町、京都府警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、PAZを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。
- ウ 京都府は、関西電力株式会社及び国から通報・連絡を受けた事項について、府内関係市町、関西広域連合及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに速やかに京丹後市等に連絡するものとされている。

なお、これらの連絡系統図は、別図2（高浜発電所）のとおりである。

別図 1

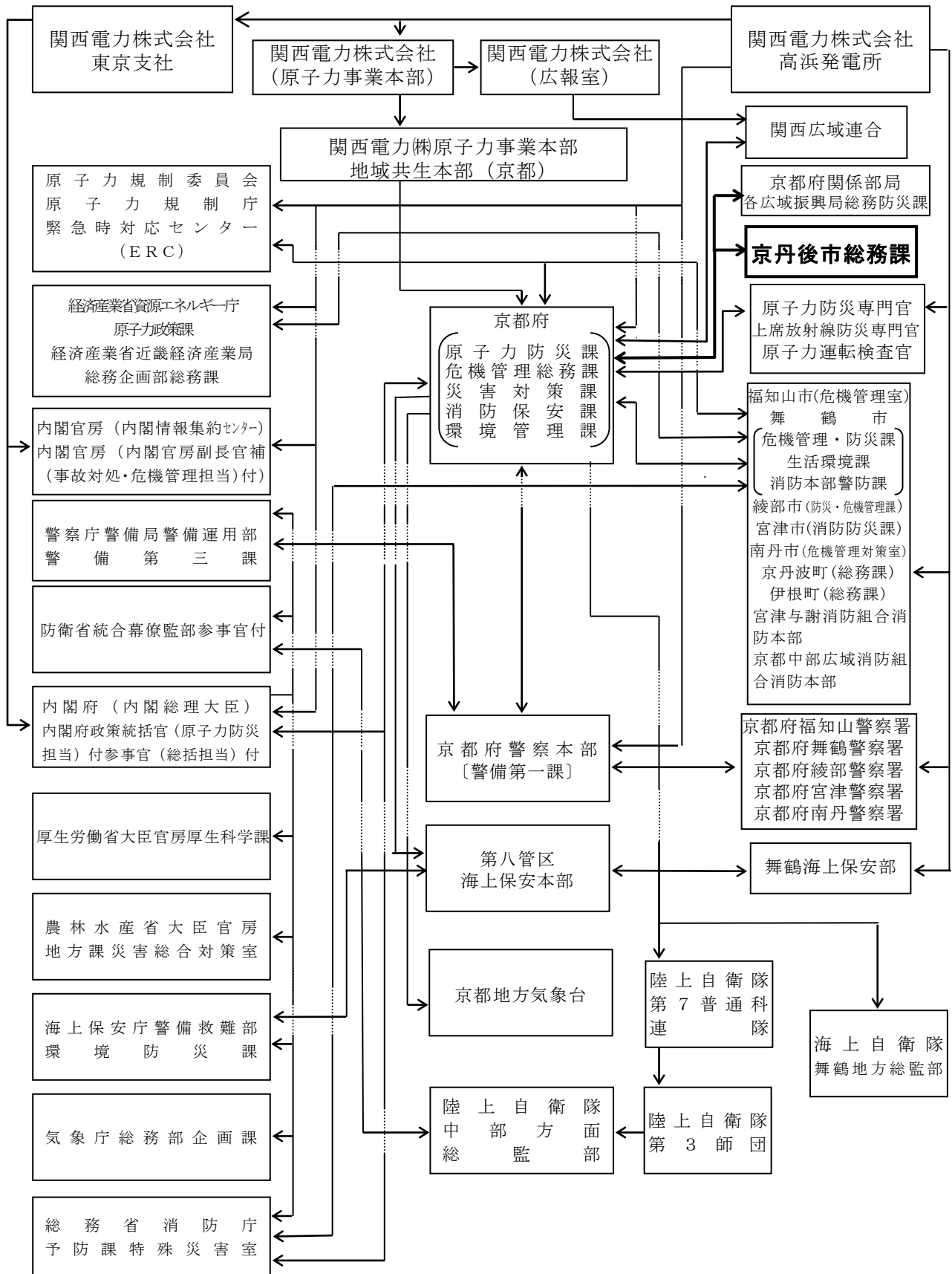
「警戒事態発生時の情報連絡」系統図
(高浜発電所)



※関西電力株式会社は、電話による着信確認を行う。

別図2

「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（高浜発電所）



※関西電力（株）は電話による着信確認を行う。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力防災管理者は、京都府をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、府内関係市町、京都府警察本部、府内関係消防機関、舞鶴海上保安部、原子力防災専門官等に関西電力株式会社の応急措置の概要を定期的にファクシミリにより連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

イ 京丹後市は、京都府等から情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

ウ 京丹後市は、防災関係機関との間において、京都府等から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

エ 京丹後市及び京都府は、各々が行う応急対策活動の状況等について、相互の連絡を密にするものとする。

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡）

ア 原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに京都府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸（内閣官房）及び府内関係市町、京都府警察本部、舞鶴海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。

イ 京丹後市は、対策拠点施設において、国の原子力災害現地対策本部、京都府、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力株式会社及びその他関係機関が行う緊急事態応急対策について、京都府を通じて必要な情報を共有するとともに、必要な調整を行うものとする。

ウ 京丹後市は、京都府に対し、京丹後市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

3 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-A L E R T及びN-A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、京都府は伝達された内容を府内市町村及び関西広域連合等に連絡するものとする。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4 放射性物質又は放射線の影響を早期把握するための活動

京丹後市は、京都府が実施する緊急時モニタリングに関し、職員の派遣等について協力を行うものとする。

また、京都府を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報等の迅速な把握に努めるものとする。

第3章 活動体制の確立

1 京丹後市の活動体制

(1) 情報収集事態発生時の警戒態勢

京丹後市は、情報収集事態発生時に、直ちに、関係部課連絡会議を開催し、京都府と連携しながら、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

(2) 警戒事態発生時の警戒態勢

ア 原子力災害警戒本部の設置

京丹後市は、警戒事態の発生を認知した場合又は市長が必要と認めた場合、直ちに京丹後市長を本部長とする原子力災害警戒本部を設置し、職員の非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとし、国、京都府及び関西電力株式会社等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

イ 原子力災害警戒本部の組織等

原子力災害警戒本部の組織、構成等は「一般計画編第3編第1部第2章第3節 雪害及び事故対策本部」のとおりとする。

ウ 原子力災害警戒本部の閉鎖

原子力災害警戒本部の閉鎖は概ね以下の基準によるものとする。

(ア) 原子力災害警戒本部長が、発電所の事故が終結し、事故対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(イ) 原子力災害対策本部が設置されたとき。

(3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の態勢

ア 原子力災害対策本部の設置

京丹後市は、京都府から施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は京丹後市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に京丹後市長を本部長とする原子力災害対策本部を設置し、国、京都府及び関西電力株式会社等関係機関と緊密な連携を図るものとする。

イ 原子力災害対策本部の組織配備体制、参集方法等

原子力災害対策本部の組織、構成等は「一般計画編第3編第1部第2章第4節 災害対策本部」のとおりとする。

ウ 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

エ 原子力災害対策本部の閉鎖

原子力災害対策本部の閉鎖は概ね以下の基準によるものとする。

原子力緊急事態解除宣言がなされた後、原子力災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたときに閉鎖する。

オ 京都府への連絡

原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部を設置したときは、この旨を京都府知事へ連絡するとともに、京都府の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。

カ 情報の収集

京丹後市は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、京都府から情報等を得るとともに関係機関との連携を図り、事故の状況の把握に努めるものとする。

2 専門家の派遣要請

京丹後市は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、京都府とともに国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

3 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

京丹後市は、必要に応じ、「災害時の相互応援協定」等に基づき、関係自治体等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

京丹後市は、必要に応じ、京都府に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

京丹後市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は京都府知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

京丹後市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

4 自衛隊の派遣要請の要求

京丹後市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、京都府知事に対し派遣要請を求めるものとする。

また、京丹後市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに京都府知事に対し、撤収要請を求めるものとする。

5 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

京丹後市は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

6 防災業務関係者の安全確保

京丹後市は、緊急事態応急対策に係わる京丹後市の防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

る。

(1) 防災業務関係者の安全確保

京丹後市は、京丹後市の防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、原子力災害対策本部（又は現地災害対策本部）と現場指揮者等との間で連携を密にし、京都府の協力を得て適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

ア 原子力災害対策本部長（又は現地災害対策本部長）は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ 京丹後市は、京都府やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計、安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線保護

ア 防災業務関係者の放射線保護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

イ 京丹後市は、京丹後市の防災業務関係者の放射線保護を担う班を定めておくものとする。

ウ 京丹後市は京都府と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

エ 京丹後市の放射線保護を担う班は、必要に応じ京都府など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。

オ 京丹後市は、応急対策活動を行う京丹後市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

カ 京丹後市は、京丹後市の防災業務関係者の安全確保のため、国、京都府、関西電力株式会社等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4章 屋内退避、避難収容等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

京丹後市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

(1) 京丹後市は、PAZ及びUPZ内における予防的防護措置が行われた場合、住民に対し、必要に応じて、予防的措置（屋内退避）を行う可能性が有る旨の注意喚起を行うものとする。

(2) 京丹後市は、事態進展が急速であるとして、国から避難等の予防的措置を講じるよう指示された場合、又は国及び京都府と連携し、緊急時放射線モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には京都府と連携し国に要請するものとする。

なお、京丹後市長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

原子力規制委員会では、防護措置の実施に当たって、これまで予測的な手法に基づく意思決定を行うこととされてきたものを、事故の不確実性や急速に進展する事故の可能性、国際基準等を踏まえ、主として緊急事態の環境における計測可能な判断基準（OIL：運用上の介入レベル）に基づき迅速な判断ができるような意思決定手順を構築するため、防護措置基準について定め、避難については即時の避難及び一時移転を要する基準が原子力災害対策指針に示されている。

表 即時の避難を要する基準（OIL 1に相当）

基準の種類	基準の概要	初期設定値※ ¹	防護措置の概要
OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※ ²	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)

表 一時移転を要する基準（OIL 2に相当）

基準の種類	基準の概要	初期設定値※ ¹	防護措置の概要
OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※ ²	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

※¹ 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※² 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が OIL 1の基準値を超えた場合、OIL 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が OIL 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）が OIL 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

(3) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、住民等の避難誘導に当たっては、京都府と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、京丹後市は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び京都府に対しても情報提供するものとする。

- (4) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、京都府と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により、住民等の避難状況を確認するものとする。

また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び京都府に対しても情報提供するものとする。

- (5) 京丹後市は、京丹後市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、京都府が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他災害救助の実施に協力を依頼するとともに、協力するよう指示することとされている。この場合、京都府は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市に対し避難所等となる施設を示すこととされている。
- (6) 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避における各種防護措置を行うとともに、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うなど、関係機関等と連携して対応する。

2 避難所等

- (1) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定避難所として開設するものとする。
- (2) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府と連携し、それぞれの指定避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について京都府及び京丹後市に提供するものとする。
- (3) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府の協力のもと、指定避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (4) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府と連携し、指定避難所における被災者は、

生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。特に、要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、京丹後市は、京都府と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

- (5) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府の協力のもと、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮するものとする。また、京丹後市は関係機関と連携し、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。また、生活習慣の異なる外国人に配慮した指定避難所の運営にも努めるものとする。
- (6) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び京都府と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入りに配慮するものとする。また、京都府と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、必要に応じて国及び京都府に資機材の調達に関して要請するものとする。

3 広域一時滞在

- (1) 京丹後市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、原則として、京都府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては京都府に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 京丹後市は、京都府に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。
- (3) 京都府は、京丹後市から協議要求があった場合、関西広域連合及び他の都道府県と協議を行うものとする。また、京丹後市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、京丹後市からの要請を待ついとまがないときは、京丹後市の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を京丹後市に代わって行うものとする。

(4) 国は、京丹後市及び京都府が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、京丹後市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、京丹後市からの要請を待ついとまがないときは、京丹後市の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を京丹後市及び当該市町村を包括する京都府に代わって行うものとされている。

4 避難者の受入れ

京丹後市は、緊急性の高い区域からの避難者の受け入れのための体制を整備する。

京丹後市は、避難してきた住民の氏名、年齢、性別、どこから避難してきたのか、避難にかかった時間、外部被ばく線量の把握等、住民の健康状態に係る状況把握に努め、内部被ばくによる影響を確認する必要がある住民の抽出（避難退域時検査）を行い、必要であれば内部被ばくの確認もしくは原子力災害医療ができる病院へ搬送できる体制を京都府と連携して整える。また、避難所内に放射性物質を持ち込まないように、放射線量の把握を行うとともに、京都府と協力し除染体制を整備し簡易除染を行う。また、避難に際しての心のケアや安定ヨウ素剤を服用する場合を考慮した体制の確保に努める。

(1) 避難退域時検査の方法

自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行い、結果が40,000cpm（β線）以下でない場合には、乗員の代表者（避難行動が同様の行動をとった集団のうちの1名）に対して検査を行う。この代表者がO I L 4以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。

携行物品の検査は、これを携行している住民がO I L 4以下でない場合にのみ検査を行う。

(2) 簡易除染の方法

検査の結果、O I L 4以下でない住民、40,000cpm（β線）以下でない車両及び携行物品には簡易除染を行う。

簡易除染によってもO I L 4以下にならない住民は除染が行える機関で除染を行い、簡易除染によっても40,000cpm（β線）以下にならない車両や携行物品は検査場所で一時保管等の措置を行う。

なお、簡易除染によってもO I L 4以下にならない住民に対する説明は、簡易除染後の除染が行える機関での除染実施とともに行うよう努める。

内部被ばくが疑われる場合には、指定された拠点病院に搬送する。

5 安定ヨウ素剤の配布及び服用

京丹後市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の配布及び服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

6 要配慮者等への配慮

(1) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、指定避難所での生活に関しては、要配慮者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体

制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、京都府に対し速やかにその旨連絡する。

(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、京都府に対し速やかにその旨連絡する。

7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、京都府又は京丹後市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

9 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

京丹後市は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難を指示した区域において、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

10 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 京丹後市は、京都府及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

(2) 被災した京丹後市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の都道府県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

(3) 被災した京丹後市及び京都府は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

11 京都府京丹後警察署における措置

(1) 立入制限区域等の措置

緊急事態応急対策実施区域における救出活動及び二次災害防止のために立入制限区域又は立入禁止区域が設定されたときは、実効を上げるために必要な措置を講じる。

(2) 立入禁止区域等の犯罪の予防

緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報提供を行い、速やかな治安の確保に努める。

(3) 住民等への広報

周辺住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、交通規制等の情報を伝達する。

12 舞鶴海上保安部における措置

(1) 警報の伝達と避難の指示

京丹後市長が避難のための立退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき、又は京丹後市長から要求があったときは、航行船舶又は停泊中の船舶に対し警報するとともに安全な場所への避難を指示するものとする。

(2) 海上における安全の確保

海上の治安維持を確保し、航行制限等の交通規制を行うものとする。

第5章 治安の確保及び火災の予防

京丹後市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

第6章 飲料水、飲食物の摂取制限等

1 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。京丹後市は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限を実施するものとする。

2 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するとともに、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとされている。京丹後市は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び京都府からの放射性物質による汚染

状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、京都府が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

なお、原子力規制委員会では、緊急事態の環境における計測可能な判断基準（OIL：運用上の介入レベル）に基づき迅速な判断ができるような意思決定手順を構築するため、防護措置基準について定め、飲食物の摂取制限を要する基準が原子力災害対策指針に示されている。

表 飲食物の摂取制限を要する基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※1} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※2}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※3}	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※2 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA GSG-2におけるOIL 6を参考として数値を設定する。

※3 根菜、芋類を除く野菜類が対象

※4 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第7章 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

京丹後市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、京都府等の防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な要員及び資機材の輸送、対応方針を定める少人数グループ

ープのメンバーの輸送

- 第2順位 避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 負傷者、避難者等
- ウ 対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び京都府の現地対策本部長、京丹後市の対策本部長等）、緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

- ア 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- イ 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、京都府を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ京都府や周辺市町村に支援を要請するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

避難対象区域を含む京丹後市道路管理者は、交通規制に当たる京都府警察本部と、相互に密接な連絡をとり、交通確保に努めるものとする。

第8章 救助・救急及び医療活動

1 救助・救急活動

- (1) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、救助・救急活動が円滑に行えるよう、必要に応じ京都府、関西電力株式会社、その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じるものとする。
- (2) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、京都府、関西電力株式会社等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京丹後市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、京都府広域消防相互応援協定に基づく応援隊、緊急消防援助隊の出動等を

京都府に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

ア 救急・救助の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 京丹後市への進入経路及び集結（待機）場所など

2 医療措置

京丹後市は、京都府が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。

第9章 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、住民等の心情の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 京丹後市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り小さくするため、京都府及び関係機関と協力して、広報車、防災行政無線、有線放送等あらゆる手段を用いて、次に掲げる事項について住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に的確に行うものとする。

ア 事故が発生した施設名、発生時刻

イ 事故の状況と今後の予想

ウ 各地域住民のとるべき行動についての指示

(2) 京丹後市は、住民等への情報提供にあたっては国、京都府等と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(3) 京丹後市は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、京丹後市、国及び京都府が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、住民等の心情の安定及び要配慮者等、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

(4) 京丹後市は、京都府を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。

(5) 京丹後市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、Lアラート等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 京丹後市は、国、京都府及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた住民相談窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

(2) 京丹後市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、京丹後市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、京都府、関係周辺府県、消防機関、府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害をうける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第10章 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、京丹後市は、適切に対応するものとする。

1 ボランティアの受入れ

京丹後市は、国、京都府及び関係団体と、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

京丹後市は、京都府及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子

力災害対策本部等及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

国及び被災地以外の都道府県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ

京丹後市は、京都府と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第11章 行政機関の業務継続に係る措置

- 1 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- 2 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第12章 水資源対策

- 1 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、水道原水が放射性物質により汚染された場合及び汚染のおそれがある場合は、モニタリング担当部局などの関係機関から情報を得ながら、必要な浄水処理及び送水対策を講じるものとする。
- 2 水道事業者等及び下水道管理者は、上下水道施設において、放射性物質を含む原水及び下水の処理に伴い発生する汚泥等について、廃棄物担当部局などの関係機関と連携しながら、モニタリング、保管等の対策を講じるものとする。
- 3 放射性物質の放出により、水源が広域的に汚染されることが予想されるため、関西広域連合において、飲料水や生活用水への影響、使用を控える必要が生じた場合の対策等を検討する。

第13章 家庭動物等対策

災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、指定避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。

京丹後市は、京都府、関係団体に協力を求め、指定避難所の整備と併せて家庭動物の収容施設の確保について検討するものとする。

第14章 関西電力株式会社の行う応急対策

関西電力株式会社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防止し又は災害の拡大を防止するため、高浜発電所及び大飯発電所における災害に関する予防、復旧及び情報連絡並びに非常時においてとるべき応急措置については、高浜発電所及び大飯発電所原子力事業者防災業務計画に定める他、関西電力規程要則等によりその細部を規定し防災事務の円滑な推進を図るとともに、次の応急措置を講じる。

1 災害状況の把握

関西電力株式会社は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、警戒本部又は原子力緊急時対策本部を設置し、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速かつ的確に収集する。

- (1) 事故の発生時刻及び場所
- (2) 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- (3) 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
- (4) 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果
- (5) 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
- (6) 気象状況
- (7) 収束の見通し
- (8) その他必要と認める事項

2 原子力災害医療

原子力緊急時対策本部は、被ばく患者、傷病者が発生した時は、発電所で定める関連標準により迅速、的確かつ円滑な処置対策を図るものとする。

3 避難誘導及び発電所内入域制限

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、災害が発生した場合、発電所長の決定に基づく原子力緊急時対策本部の活動により災害種別ごとにそれぞれ外来者を指定する場所に退避させるとともに、災害の状況に応じ、立入制限区域を設定する。

また、交通遮断を必要とするときは、その旨を防災機関に連絡する。

4 原子力災害の拡大防止を図るための措置

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 災害の拡大防止に必要な機械、電気設備の応急補修作業
- (2) 汚染拡大防止対策、被ばく低減のための放射線に関する影響範囲及び拡大性の把握
- (3) 立入制限区域の設定
- (4) 危険物施設の防護措置

5 要員の派遣、資機材の貸与

発電所対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する発電所外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、発電所原子力事業者防災業務計画に定める要因の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

6 住民広報窓口の設置

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、必要に応じて住民広報窓口を設置するものとする。